

(案)

労働者派遣契約書

支出負担行為担当官 関東運輸局長 ○○ ○○（以下「発注者」という。）と△△株式会社 代表取締役 ○○ ○○（以下「受注者」という。）とは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号、以下「労働者派遣法」という。）に基づき次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 受注者は、発注者に対し、発注者の必要とする業務（以下「派遣業務」という。）に従事させるため、本契約に基づき、受注者の従業員を発注者に派遣するものとする。

（就業条件等）

第 2 条 発注者及び受注者は、受注者の派遣する労働者（以下「派遣労働者」という。）に対し適正な労務管理を行い、発注者の業務の遂行に支障を生じ、又は発注者の名譽及び信用を害する等の不都合を生じさせないよう、適切な措置を講じなければならない。

（派遣労働者）

第 3 条 受注者は、本契約に基づき派遣労働者を派遣するに当たっては、派遣業務の遂行に必要とされる技術及び能力を十分に有する者を派遣しなければならない。

（安全及び衛生）

第 4 条 発注者及び受注者は、労働者派遣法第 44 条から第 47 条の 2 までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。

なお、派遣就業中の安全及び衛生については、発注者の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、受注者の安全衛生に関する規定を適用する。

（派遣労働者の交代）

第 5 条 派遣労働者のうちで派遣業務の遂行について適正を欠く、又は本契約の目的を達成できないと認められる者がある場合には、発注者はその理由を明示して、受注者にその派遣労働者の交代を要請することができる。

2 受注者は、発注者から前項の要請があった場合には速やかに派遣労働者の交代を行わなければならない。

（代替要員の確保）

第 6 条 受注者は、派遣労働者の病気、事故、年次休暇の取得その他の事由により第 8 条第 6 号に定める派遣人員に欠員が生じる場合には、速やかに発注者にその旨を通知するとともに、欠員が生じた場合には、速やかに欠員の補充を行わなければならない。

2 前項の欠員が生じたことによって、発注者に損害が生じた場合は、受注者は発注者に対してその損害を賠償しなければならない。

(就業場所)

第7条 受注者は、派遣労働者を次に掲げる就業場所及び、発注者の指示する場所に派遣するものとする。

- (1) 名称・組織単位 東京運輸支局登録担当
神奈川運輸支局登録担当
千葉運輸支局習志野自動車検査登録事務所登録担当
- (2) 所 在 地 東京都品川区東大井 1-12-17
神奈川県横浜市都筑区池辺町 3540
千葉県船橋市習志野台 8-57-1

(派遣条件)

第8条 派遣条件は、次のとおりとする。

- (1) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (2) 派遣期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日
- (3) 就業時間 8時30分から17時15分までの間において、休憩
(12時から13時) を除く実働7時間45分とする。
ただし、業務上必要があり指示があった場合は、所定の
時間を超え勤務を命じができるものとする。
- (4) 就業日 月曜日から金曜日までの平日
- (5) 休日 ア 日曜日及び土曜日
イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日を除く。)
- (6) 派遣人員 別紙「派遣予定人数表」のとおり
- (7) 責任の程度 派遣労働者は、役職を有さない。(部下なし)

(時間外及び休日労働)

第9条 業務上やむを得ない場合には、時間外及び休日労働を命ずることができるものとする。ただし、受注者と派遣労働者で締結された労働基準法第36条に関する協定の内容を超えない範囲で行わせる。

(派遣料金の支払)

第10条 派遣の対価として、発注者は受注者に対して派遣料金を支払うものとする。

- 2 前項の派遣料金の基準単価は、東京運輸支局においては1時間当たり×××円とし、神奈川運輸支局においては1時間当たり×××円とし、千葉運輸支局習志野自

動車検査登録事務所においては 1 時間当たり ××× 円（以下「通常料金」という。消費税及び地方消費税 10% 相当額は含まない。）とする。

- 3 受注者は、派遣労働者の就業時間数に前項に定める通常料金を乗じて得た額請求するものとする。
- 4 第 8 条第 3 号の就業時間を超過して業務を行わせた場合
 - (1) 就業時間と超過勤務時間を加算して 8 時間以内の場合
通常料金を超過勤務した時間に乘じて算出するものとする。
 - (2) 就業時間と超過勤務時間を加算して 8 時間を超える場合
通常料金に 100 分の 125 を乗じて得た額（1 円未満の端数を生じた場合は、端数を切り捨てるものとする。）を、深夜（22 時以降から翌 5 時までの間）については、100 分の 150 を乗じて得た額（1 円未満の端数を生じた場合は、端数を切り捨てるものとする。）を、超過勤務した時間に乘じるものとする。
- 5 同条第 3 項及び第 4 項で算出された金額を集計し、その金額に消費税及び地方消費税の額として 100 分の 10 を乗じるものとし、その額に 1 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- 6 同条第 4 項における超過勤務時間の算出にあっては、1 日の超過勤務時間数が 30 分未満は切捨て、30 分以上は切り上げるものとし、日毎に時間単位で算出し、1 ヶ月分をとりまとめるものとし、以降の時間についても同様とする。
- 7 欠勤や遅刻、早退等により就業時間の全部又は一部を勤務しなかった場合は、その時間に対応する支払は行わないものとする。算定に当たっては、1 時間あたりの額（1 円未満の端数がある場合は切り捨てるものとする。）として算出し、勤務しなかった時間が 1 時間以下を 1 時間とする。なお、1 時間を超える、2 時間以下の場合は、2 時間とし、以後同様に算出する。
- 8 発注者は、受注者から適法な支払請求があった場合にはこれを受理し、受理した日から 30 日以内に派遣料金を支払うものとする。

（遅延利息）

第 11 条 発注者がその責に帰すべき事由により、前条第 8 号に定める約定期間に代金を支払わないときは、遅延利息としてその遅延日数に応じ、当該支払金額に対し、年 2.5% の割合をもって算定した額を受注者に支払う。

（契約保証金）

第 12 条 契約保証金は免除する。

（派遣先責任者及び派遣元責任者）

第 13 条 発注者及び受注者は、派遣先責任者及び派遣元責任者を選任し、発注者受注者間の連絡調整を行わせるものとする。

- 2 前項に定める派遣先責任者及び派遣元責任者を次の者とする。

(1) 派遣先責任者

関東運輸局自動車技術安全部管理課

役 職 課長

氏 名 ○○ ○○

(2) 派遣元責任者

△△株式会社

役 職 担当課長

氏 名 ○○ ○○

(派遣先指揮命令者)

第 14 条 発注者は、派遣労働者を直接指揮命令する指揮命令者を選任し、指揮命令者は派遣業務の遂行について本契約に定める事項を遵守して派遣労働者を指揮命令しなければならない。

2 前項に定める指揮命令者を次の者とする。

東京運輸支局登録部門 次席運輸企画専門官

神奈川運輸支局登録部門 次席運輸企画専門官

千葉運輸支局習志野自動車検査登録事務所 首席運輸企画専門官

(派遣元業務責任者)

第 15 条 受注者は、派遣業務のうち、次の事項において受注者を代理する派遣元業務責任者を選任しなければならない。

(1) 受注者の派遣労働者の指揮監督及び派遣業務処理

(2) 派遣業務履行に関する発注者との業務連絡及び調整

2 前項に定める派遣元業務責任者を次の者とする。

所 属 △△株式会社

役 職 担当課長

氏 名 ○○ ○○

3 発注者は、派遣業務の履行に関する受注者への要求、指示等は受注者の選任した派遣元業務責任者に対して行うものとする。

(機密の保持)

第 16 条 受注者は、派遣業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 受注者は、派遣労働者に対し前項の義務を遵守させなければならない。

3 前 2 項の定めは、契約期間終了後も同様とする。

(個人情報の保護)

第 17 条 発注者及び受注者は、派遣労働者が本契約による業務を処理するために取り扱う個人情報を用務以外に使用してはならない。

- 2 前項で知り得た個人情報の保護に遵守しなければならない。
- 3 前2項の定めは、契約期間終了後も同様とする。

(情報管理体制)

第18条 受注者は、本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、担当部課が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同様。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、発注者に対し「情報管理体制図」及び「情報取扱者名簿」（別紙様式）を提出し、担当部課の同意を得ること。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、予め担当部課の同意を得ること。

- (1) 本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とすること。
 - (2) 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
 - (3) 担当部課が同意した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
- 2 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、担当部課が同意した場合はこの限りではない。
 - 3 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当部課の指示に従うこと。
 - 4 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当部課へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、国土交通省が行う報告徴収や調査に応じること。

(苦情の処理)

第19条 派遣労働者から派遣業務の遂行に当たって苦情の申し出があった場合、発注者受注者双方で、連絡及び協議し、誠実に対応するよう努めるものとする。

2 派遣労働者からの苦情の申し出先は次の者とする。

(1) 派遣先

関東運輸局総務部会計課
役 職 調度係長
氏 名 ○○ ○○
電話番号 045-211-7207

(2) 派遣元

△△株式会社

役 職 担当課長
氏 名 ○○ ○○
電話番号 ×× - ××××-×××

(労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置)

第 20 条 発注者は、専ら発注者に起因する事由により、本契約の契約期間が満了する前に解除を行おうとする場合には、受注者の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって受注者に解除の申入れを行うこととする。

- (2) 発注者及び受注者は、本契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない本契約の解除を行った場合には、当該派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。
- (3) 発注者は、発注者の責に帰すべき事由により本契約の契約期間が満了する前に本契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会を図ることとし、これができないときには本契約の解除を行おうとする日の少なくとも、30日前に受注者に対しその旨の予告を行うこととする。当該予告を行わない場合には、発注者は速やかに、当該派遣労働者の少なくとも30日分以上の賃金に相当する額についての損害賠償を行うこととする。
- (4) 発注者は、契約期間が満了する前に本契約の解除を行う場合であって、受注者から請求があったときは、契約の解除を行う理由を受注者に対し明らかにすることとする。

(派遣契約の解除)

第 21 条 発注者は、止むを得ない事由等により、派遣契約の全部又は一部をその契約期間の途中で解除することができる。この場合、発注者は解約の30日前までに受注者に書面により通知を行うものとする。ただし、発注者受注者いずれかにおいて本契約に違反し、又は、法令の定める解約事由が生じた場合には、直ちに解約できるものとする。

- 2 前項の定めによる他、次の各号の一つに該当する場合は、派遣契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 所定の期限内に契約内容を実行する見込がないことが明らかになったとき。
 - (2) 本契約の履行に関して、不正の行為があったとき。
 - (3) 第 16 条、第 17 条の規定に違反したとき。
 - (4) 受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することが出来ないとき。
 - (5) 受注者が破産の宣告を受け、又は無能力者となり、若しくは居所が不明となつたとき。
 - (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下の項において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止処置）

第22条 労働者派遣の契約の終了後、発注者が該当派遣労働者を雇用する場合は、その雇用意思を事前に派遣元に通知するものとし、両当事者で受注者所定の人材紹介契約を締結する。紹介手数料については、別途協議するものとする。

なお、発注者が人材紹介契約を締結して受注者に手数料を支払うのは、受注者が職業安定法その他の法律の規定による許可を受けて、職業紹介を行うことができる場合において、発注者がその職業紹介により当該派遣労働者を雇用したときに限られるものとし、人事院を通して採用される者については、人材紹介契約の締結対象とはならないものとする。

（派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別）

第23条 協定対象派遣労働者に限定する。

（派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別）

第 24 条 無期雇用派遣労働者又は 60 歳以上の者に限定しない。

(損害賠償)

第 25 条 派遣労働者が就業した業務に関し、発注者又は第三者に対し損害を与えたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、派遣労働者に対する指揮命令の過失その他発注者の責めに帰すべき事由により生じた場合はこの限りではない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第 26 条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 6 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）
- 二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したもの）をいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3.0%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(有効期間)

第 27 条 本契約の有効期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(関係法令)

第 28 条 本契約条項に定めるものほか、本契約について必要な事項については、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」の定めによるものとする。

(紛争の解決)

第 29 条 この契約に関して発注者と受注者の間に紛争を生じた場合には、両者の協議により選任した者のあっせんにより解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたもの除き、各自これを負担する。

(協議事項)

第 30 条 本契約書に関し、以上の各条項に疑義を生じたとき、または各条項に定めない事項については、発注者と受注者協議の上、決定する。

本契約の証として、本書 2 通を作成して、発注者受注者各々記名押印のうえ各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 神奈川県横浜市中区北仲通 5-5-7
支出負担行為担当官
関東運輸局長 ○○ ○○ 印

受注者 神奈川県横浜市中区○-×-△
△△株式会社
代表取締役 ○○ ○○ 印